されていることが「日本帝国ノ威光ヲ増減セシムへキ重大問題」と報道されたからであった。彼らは、帝国の威信をかけて、国策の確立を第2次山県有朋内閣に求めたのである。

しかし、3月7日、内相西郷従道は「癩病ハ伝染性疾患ニシテ夙ニ其取締ノ必要ナルヲ認メタルモ其方法ノ困難ナルカタメ未タ著手ニ至ラサルモノナリ能ク講究シ措置スル所アラント欲ス」と述べるに止まり、まだ具体策を提示するには至らなかった(『第十三回帝国議会衆議院議事速記録』)。ただ、前述したように、1900年12月に、内務省がハンセン病患者数の調査をおこなっているので、内務省としても対策を講じる準備は開始していたと考えられる。

こうしたなか、1902 (明治 35) 年 3 月 5 日、第 16 回帝国議会衆議院に、群馬県医師会長でもある斎藤寿雄らが提出した「癩病患者取締ニ関スル建議案」が可決された。建議案の説明に立った斎藤は「虎列拉『ペスト』ト同ジク、一種ノ細菌ニ依ッテ伝染スルト云フコトガ、各国ノ医学社会デ確定シタ以上ハ、ドウシテモ之ヲ捨置クコトハ出来ナイ……(中略)……外国人ガ日本へ参ッテ、一番恐レマスノガ、此癩病患者ガ路傍ニゴロゴロ致シテ居ルノニハ、実ニ驚イテ居ルデス」と延べ、そのうえで「取締法」「予防法」の制定を求めた(『第十六回帝国議会衆議院議事速記録』)。

さらに、元警視庁警察医長の山根正次は、1903 (明治 36) 年 5 月 16 日、第 18 回帝国議会衆議院で、「慢性及急性伝染病予防法ニ関スル質問書」を提出し、ペストやコレラなどの「急性伝染病」とともに、ハンセン病をはじめ結核・「花柳病」・トラホームという「慢性伝染病」への対策を第 1 次桂太郎内閣に求めた。5 月 27 日、質問に立った山根は、日本のハンセン病患者の実数を 5 万人と推定し、そのうえで「僅カニ仏蘭西人或ハ英人等ノ慈恵的ノ金デ、彼等ハ病気ヲ治シツヽアルヤウナ有様デアルノニ拘ラズ、政府ハ・・・・ (中略) ・・・・・・・金ガ無イカラ之ヲ防グコトハ容易ニ出来ヌト云フヤウニシテ、之ヲ打ッチヤッテ置イテ、宿屋ノ取締モナサネバ、病院ヲ拵ヘテ之ヲ容レル所ノ方法モ立テラレテ居ヲヌ」と政府を批判し、ハンセン病という「危険極マル所ノ病気」に規則を制定して、患者を隔離するように求めた。

しかし、このときも、5月31日、内相内海忠勝は「肺結核癩病、トラホームノ予防措置及花柳病 予防上現行法令以外ノ事項ニ関シテハ夙ニ其必要ヲ認メタルモ其関係スル所ノ範囲広範ニシテ且ツ 実行上困難ナル点尠カラス故ニ能ク地方ノ状況ニ鑑ミ時宜ニ適応セル措置ヲ実施センカ為メ目下其 方法講究中ニ属セリ」との答弁書を提出するに止まった(『第十八回帝国議会衆議院議事速記録』)。 まだ、内務省においては、具体的なハンセン病対策が決まっていなかったのである。

そこで、山根は、1905 (明治 38) 年 2 月 14 日、第 21 回帝国議会衆議院に「伝染病予防法」の対象にハンセン病を加えるべきだとすることなどを含む改正法案を提出した。「伝染病予防法」は、1897 (明治 30) 年に公布された法律で、コレラ・赤痢・腸チフス・天然痘・発疹チフス・猩紅熱・ジフテリア・ペストという急性感染症を対象にしたもので、患者の隔離や消毒、それに蔓延地との交通遮断などを規定しているが、山根はこれにハンセン病を加えるべきだと主張した。しかし、この改正点は、改正法案を審議した衆議院伝染病予防法中改正法律案委員会で、「癩病ノ如キ慢性ノ伝染病ハ別ニ予防及取締ノ法ヲ定メルガ適当デアラウケレドモ、此急激ニ来ルトコロノ伝染病ノ方ニ入レルト云フコトハ、其道ヲ得ヌ」との理由で否決されてしまった(『第二十一回帝国議会衆議院議事速記録』)。